

四日市市告示第 400 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 7月9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	富田13号線	富田三丁目395-6 富田三丁目397-10	5.0~6.0	18.3	NO.1